

# 保育施設利用中に 状況が変わった場合 変更手続きが必要です。



妊娠・出産

育児休業  
入り・復帰

結婚・離婚

就職・転職

離職・休職

就業内容  
(就業時間など)

世帯構成  
(祖父母との同居など)

引越し

課税状況  
(確定申告など)

上記以外にも、入所時点と変更があった場合は、変更手続きが必要です。  
(新規入所等のため申請中の場合も同様です。)

正当な理由が無く変更を怠った場合、子ども子育て支援法に基づいた支給認定（幼児教育・保育無償化に関する認定）の取消し・不認定や退所となる場合があります。

手続きが必要か分からない場合は、必ず大村市こどもセンターにご相談ください。

## 変更内容の反映は変更申請を行った翌月からとなります。

(例) 育児休業（保育短時間認定）から10月25日に復帰予定の場合

10月1日変更申請 → 10月中は保育短時間認定、11月1日から保育標準時間認定

9月中に変更申請 → 10月1日から保育標準時間認定

<申請のタイミングにより、延長保育（有償）等が必要となるためご注意ください。>

大村市 こども政策課 教育・保育グループ

〒856-0832 大村市本町 413-2

電話：0957-54-9100 FAX：0957-54-9174